

第5章 計画の推進

第1節 PDCAに基づく計画の推進

第1項 医療費適正化計画のサイクル

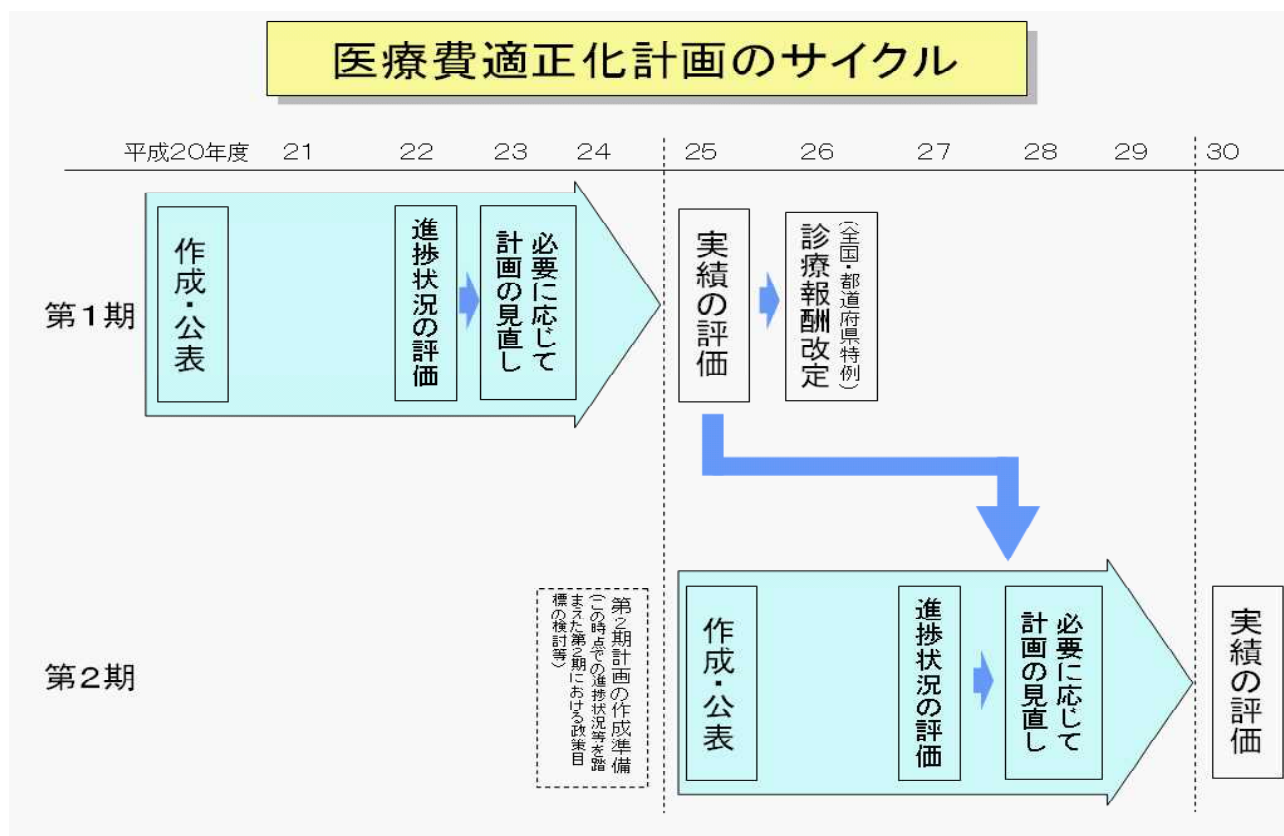
1 PDCAに基づく計画の推進

この計画を推進するため、定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施するPDCAサイクルに基づく管理を行います。

2 医療費適正化計画のサイクル

この計画について、計画策定から3年目の中間年に計画の進捗状況に関する評価を、計画期間終了年度の翌年度に計画の達成状況に関する評価を行います。

図表5-1



資料：厚生労働省保険局作成

第2項 中間年度の進捗状況評価と計画期間中の事情変更等に基づく計画の見直し

1 進捗状況評価

(1) 実施時期

法第11条第1項の規定により、この計画の作成年度の翌々年度である平成27年度に中間評価として計画の進捗状況に関する評価を行い、その結果を公表します。

(2) 評価の内容

評価に際しては、次の項目について分析を行います。

- ① 計画に定めた「施策の取組状況」
- ② 計画に定めた「目標値の進展状況」
- ③ 「施策の取組状況」と「目標値の進展状況」との因果関係

2 計画期間中の事情変更等に基づく計画の見直し

平成27年度に実施する中間評価を踏まえ、必要に応じ、達成すべき目標値の設定、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行い、計画の変更を行うものとします。

3 次期計画への反映

中間評価の翌々年度（平成29年度）は、第3期都道府県医療費適正化計画の作成作業を行うこととなることから、当該計画の内容の検討に際しては、当該評価結果を適宜活用するものとしします。

4 全国計画の進捗状況評価等

国においては全国計画の中間年（作成年度の翌々年度）である平成27年度に、全国計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表することとなっています。

そして各都道府県における都道府県医療費適正化計画の評価、及びそれまでの全国レベルでの評価等を踏まえて、国全体としての評価を行うこととされています。

この評価の結果は、必要に応じ全国計画の見直しに活用するほか、次期全国計画の策定に活かすこととなります。

第3項 最終年度の翌年度の実績評価

1 実績評価

(1) 実施時期

法第12条の規定により、この計画の期間終了の翌年度である平成30年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を公表します。

(2) 評価の内容

評価に際しては、次の項目について分析を行います。

- ①この計画に定めた「施策の取組状況」
- ②この計画に定めた「目標値の達成状況」
- ③「施策の取組状況」と「目標値の達成状況」との因果関係

2 全国計画の実績評価

国においては全国計画の計画期間終了の翌年度である平成30年度に、全国計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、全国計画の実績に関する評価を行うこととされています。

各都道府県と行う都道府県医療費適正化計画の実績評価、及びそれまでの全国レベルでの評価等を踏まえて、国全体としての実績評価を行うこととなります。

3 実績評価に基づく取扱い

現在、基本的には全国一律で定められている診療報酬について、医療の効率的な提供の推進に関する目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要と認める時は、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、国が都道府県ごとに診療報酬の特例を設定することができる仕組みが導入されています。(法第14条第1項)

第2節 計画の周知と推進体制

1 計画の周知

計画の推進にあたっては、県民の理解、協力が不可欠です。県の広報誌やホームページ等多様な情報手段を活用し、すべての県民がこの計画の趣旨を共有できることを目指します。

2 計画の推進体制

(1) 横断組織の設置

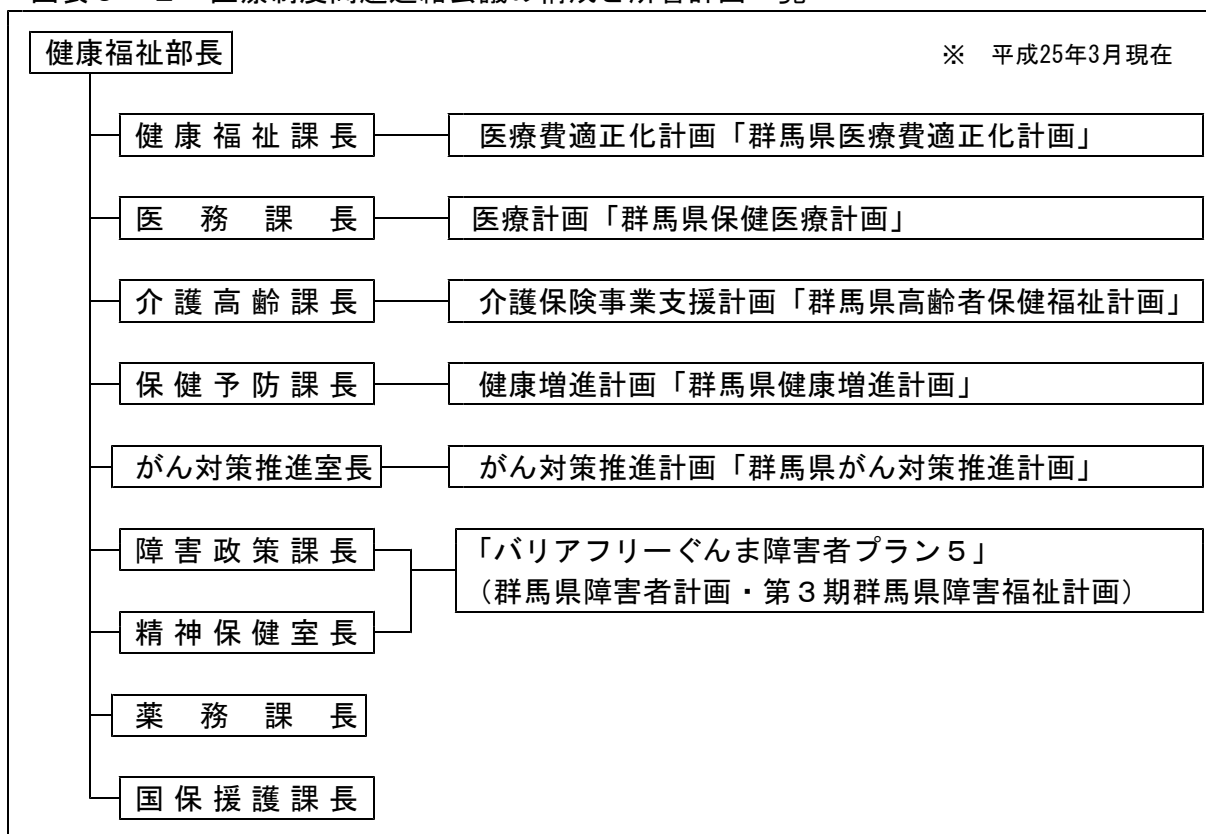
国の医療制度改革を受けて、関係課相互の連絡調整及び情報交換を密にし、横断的な取組みを円滑に行うため、平成18年3月から「医療制度問題連絡会議」を設置しています。

(2) 「医療制度問題連絡会議」の概要

①構成

健康福祉部長、健康福祉課長、医務課長、介護高齢課長、保健予防課長、がん対策推進室長、障害政策課長、精神保健室長、薬務課長、国保援護課長を構成員とし、連絡会議には関係課の担当者による作業班が置かれています。

図表5-2 医療制度問題連絡会議の構成と所管計画一覧



②協議事項

- ・安心、安全な医療制度に関すること
- ・医療費適正化計画に関すること
- ・医療計画、介護保険事業支援計画、健康増進計画、がん対策推進計画に関すること
- ・その他医療制度改革関連事項